

これが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会
労働保険部 部長 東川 勝

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、役員大手製造業の担当者。「労働者を雇って子会社を設立しようと考えています。労働保険に加入しなければ

ばならないと聞きました。労災保険と雇用保険の2種類あるとのことですが、加入の条件や手続きについて教えてください」という内容でした。そこで担当者に、「労

労働保険の諸手続きについて

労働保険は、政府が運営している強制的な保険です。原則として労働者を一人でも雇っていただければなりません。労働保険とは、労災保険、雇用保険の2つの保険の総称です。

労災保険の主な事業は、労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気になるたり、死亡したりした場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。雇用保険の主な事業は、労働者が失業した場合および労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

○労働基準監督署、公共職業安定所での手続きに必要な届出書類などは、下表のとおりです。

(表)労働保険の加入手続きに必要な届出書類

提出場所	提出書類	
労働基準監督署	労働保険 保険関係成立届	
	労働保険概算・確定保険料申告書	
公共職業安定所	雇用保険適用事業所設置届 (1部)	
	雇用保険被保険者資格取得届 (加入する人全員分)	
	確認資料	労働保険 保険関係成立届 (労働基準監督署で申請済の控)
		登記簿謄本 (3ヵ月以内の原本) (登記上の所在地と実際の本社所在地が異なる場合は、賃貸借契約書も必要)
		法人税確定申告書別表一 (最新のもの) (設立後未決算の場合は法人設立届出書または事業開始届)
		営業許可証 (許認可が必要な事業のみ)
	労働者関係書類	労働者名簿
		出勤簿又はタイムカード
		賃金台帳
		パートタイマーの方の「雇用契約書」又は「雇入通知書」
	雇用保険被保険者証 (雇用保険加入経験者)	

上記のうち確認資料、労働者関係資料以外の書式(用紙)は、労働基準監督署ならびに公共職業安定所に用意されています。

書類の提出は「労働保険 保険関係成立届」が成立した日から10日以内です。「労働保険概算・確定保険料申告書」は、保険関係成立の日から50日以内に提出しなければなりません。概算保険料の納付も、保険関係成立の日から50日以内が期限です。

労災保険ではパート従業員(短時間就労者)であつても、アルバイトであつても、ともに補償の対象となります。雇用保険では正規従業員だけでなく、パート従業員も、1週間の労働時間が20時間以上で、かつ31日以上継続して雇用されることが見込まれる者が被保険者となります。

労働保険の加入手続きは、まず所轄(その地域の管轄)の労働基準監督署に「労働保険 保険関係成立届」と「労働保険概算・確定保険料申告書」を提出することから始まります。次に、所轄の公共職業安定所で、雇用保険の加入手続きをします。雇用保険の加入手続きには、労働基準監督署で交付を受ける労働保険番号

が必要で、建設業、農林漁業の労災保険関係書類は、所轄の労働基準監督署に、雇用保険は所轄の公共職業安定所関係書類を提出いたします」とお話をさせていただきました。

なお、名北労働基準協会には、労働保険事務組合があり、労働保険の委託業務をしておりますので、労働保険の件については、お気軽に、お尋ねください。また当協会では、毎年1月下旬に「労働保険実務セミナー」を開催しております。労災担当者の皆様方は是非ご参加ください。

お問い合わせは、当協会総合受付(☎052-661-166)まで。